

地域日本語教育とうきょう推進会議設置要綱

令和 4 年 3 月 3 1 日

3 生都地第 3 2 9 3 号

改正 令和 6 年 6 月 2 7 日

6 生都地第 3 8 6 号

改正 令和 7 年 3 月 2 5 日

6 生総総第 2 8 1 8 号

(設置目的)

第 1 東京における地域日本語教育の体制づくりを推進するため、地域日本語教育とうきょう推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 推進会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 都内の地域や在住外国人の実態を踏まえた東京都の地域日本語教育の推進に関する事項について
- (2) その他、東京における地域日本語教育の体制づくりを推進するために必要な事項について

(構 成)

第 3 推進会議は、生活文化局長（以下「局長」という。）が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 日本語教育の学識経験者や外国につながりを持つ方等 10 人以内
- (2) 都内区市町村における多文化共生主管課長の職にある者

(委員任期)

第 4 委員の任期は 2 年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(座長)

第 5 推進会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 6 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 3 推進会議は原則公開で行うものとし、会議録も原則として公開する。

(庶 務)

第 7 推進会議の庶務は、生活文化局都民生活部地域活動推進課において処理する。

(補 則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。